

第5回総会 令和2年10月30日

局長 起立、一同礼、着席

局長 それでは、総会に先立ちまして、10月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

今月は、農地改良届出6件、農地法施行規則第29条の規定に係る届出（小規模転用）2件、公共工事に伴う農地の一時使用届2件が提出されていますので報告いたします。初めに、農地改良届出について報告します。

1番を報告します。土地の所在は、大字南方字〇〇番1他7筆、地目：台帳・現況ともに田、合計面積2975㎡、所有者：大字南方〇〇番地2 〇〇、〇〇、申請者は〇〇、改良する理由は、農地全体で、3筆部分に段差が見受けられるため、3筆（約10a）を掘削し、全体的に段差を解消し、平坦で使いやすい農地とすることとしています。現地を確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

23番 1番を報告します。申請者は、穂北〇〇地区でニラ栽培をされています。8筆の内3筆が30cm程高く、一枚の田としてハウスを建てる予定であり、そのために表土を取り除き平らにして農地を使いやすい改良するものであります。土地改良区、近隣関係者との協議も済ませており、私も現地を確認していますので報告します。

局長 次に2番～5番は、4人の所有者で連なる12筆の農地です。このため、続けて報告させていただきます。まず2番、土地の所在は、大字三納字〇〇番他2筆、地目：台帳・現況ともに畑、合計面積2,613㎡、所有者：大字三納〇〇番地、〇〇、申請者も〇〇、改良する理由は、隣接道路より低く、水はけも悪いため、約4m盛土して使いやすい農地とすることとしています。他3件も改良する理由は同じでありますので省略します。次に3番、土地の所在は、同字〇〇番他2筆、合計面積931㎡、地目：台帳・現況ともに畑、所有者：大字三納〇〇番地、〇〇、申請者も〇〇、次に4番、土地の所在は、同字〇〇番他4筆、合計面積990㎡、地目：台帳・現況ともに畑、所有者：

大字三納〇〇番地、〇〇、申請者は、下妻〇〇番地 2、娘の〇〇、次に 5 番、土地の所在は、同字〇〇番、面積 1,001 m²、地目：台帳・現況ともに畑、所有者：大字三納〇〇番地、〇〇、申請者も〇〇。現地を確認しています地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

- 11 番 2 番～5 番を報告します。申請地は、〇〇公民館から南へ約 300m 行った所の農地です。いずれの農地も隣接道路から 4m 程低く、盛土をして使いやすい農地へ改良するものであります。2 番の申請者は、改良後飼料用稲を、3 番～5 番の申請者は、水稻を作付けすると聞いています。周辺関係者の同意も得られており、現地も確認していますので報告いたします。

局長 次に 6 番を報告します。土地の所在は、大字荒武字〇〇番 4 他 4 筆、合計面積 3,369 m²、地目：台帳が畑及び原野、現況が畑、所有者：大字荒武〇〇番地 1、〇〇、〇〇、申請者は、〇〇、改良する理由は、隣接道路より低く、水はけが悪いため、2.5～3m 盛土して、良好な農地として利用するためとしています。現地を確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

- 24 番 6 番を報告します。申請場所は、〇〇地区入り口の、〇〇前の下の段にある農地です。道路よりも低く、水はけも悪く、また水も湧き出ることから、約 3m 盛土して、使いやすい農地として改良するものであります。現地には、大根が作付けされており、改良後も大根を作付けすると聞いています。現地周辺の関係者の承諾も得られており、現地を確認していますので報告いたします。

局長 次に農地法施行規則第 29 条の規定に係る届出（小規模転用）を報告します。

1 番を報告します。土地の所在は、大字南方字〇〇番 1 他 7 筆、先ほど報告しました農地改良届 1 番と同じ場所です。地目：台帳・現況ともに田、合計面積 3,810 m²の内 143 m²、届出人は、大字南方〇〇番地 2 〇〇、〇〇、転用目的は、農業用駐車場 143 m²を設置するためであります。現地を確認されています、地元委員の〇〇委員に

報告をお願いします。

- 23 番 1 番を報告します。先ほどの農地改良届 1 番と同じ場所であります。改良に伴い、広いニラハウスを建築しますので、駐車場が必要になるとのことで、道路端の一部を駐車場として、小規模転用するものであります。周辺農地関係者の同意も得られており、現地を確認していますので報告します。

局長 2 番を報告します。土地の所在は、大字荒武字〇〇番 13、地目：台帳・現況ともに畑、面積 1,496 m²の内約 161 m²、届出人は、大字荒武〇〇番地 1、〇〇、転用目的は、農業用倉庫 2 棟約 161 m²を建築するためであります。現地を確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

- 8 番 2 番を報告します。報告資料をご確認下さい。申請者は、〇〇さんです。都於郡で、大根、ほうれん草、スイートコーン、水稻を作付けしている農家です。場所は、〇〇集落で、〇〇バス停を東側に入り、右折して約 100m、又右折と説明が難しい場所ですので、配布済みの地図を参照して下さい。以前から倉庫を建てたいことから農地を探していましたが、見つからず自分の農地に小規模農業用倉庫を建築するものです。周辺は東が山、西、北が自作地で、南側農地を所有する農家の方からは了承も得られています。周辺農地への影響もなく、土地改良区の了承も得ており、問題はないと現地確認していますので報告します。

局長 次に、公共工事に伴う農地の一時使用届について報告します。

まず 1 件目です。土地の所在：大字平郡字〇〇番、場所は、〇〇線を〇〇方面に向かい、三納〇〇橋すぐ手前左の農地となります。地目・田、面積 1,114 m²、使用面積 1,114 m²、所有者の住所・氏名：大字童子丸〇〇番地 4、〇〇、借人の住所・氏名は、大字調殿〇〇番地 3 〇〇 代表取締役 〇〇、大字童子丸〇〇番地、〇〇 代表取締役 〇〇、児湯郡西米良村大字〇〇番地 〇〇 代表取締役 〇〇の三社であります。発注者は、〇〇、工事名：防災・安全社会資本整備総合事業小第 11-7-5 号：三納川樹木

伐採・河道掘削工事その1、使用目的：現場事務所の設置、使用期間：〇〇が、令和2年10月1日から令和3年7月17日まで、〇〇、〇〇が令和2年10月1日から令和3年8月20日までとなっています。地元委員の〇〇委員も現地確認いただいております。以上報告いたします。

局長 次に、2件目を報告します。

土地の所在：大字穂北字〇〇番1、場所は、〇〇橋を〇〇方面に向かい、〇〇バス停を左折し、〇〇線を700m程行った所のハウス前の農地です。地目・畑、面積916㎡、使用面積916㎡、所有者の住所・氏名：大字穂北〇〇番地、〇〇、借人の住所・氏名は、佐土原町〇〇番地 〇〇 所長 〇〇、発注者は、〇〇、工事名：〇〇線道路改良工事、使用目的：工事に伴う〇〇現場事務所の設置、使用期間：令和2年9月15日から令和3年1月14日までとなっています。〇〇も現地確認いただいております。以上報告いたします。

局長 また、相続届出5件、使用貸借合意解約6件、賃貸借合意解約14件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和2年度第5回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。本日は、農業委員、推進委員全員出席です。本日の議案件数ではありますが、5件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。11番 〇〇委員、26番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第21号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局長 議案第21号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書1から2ページの通り申請件数は4件であります。

1 番を説明します。受人：三宅の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 469 m²、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅 1 棟の建築です。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 今回は、20 番〇〇委員と私が会長の命を受けまして、去る 10 月 22 日、午前 9 時より、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より緒方局長、杉尾係長同行のもと、農地法第 5 条 4 件、非農地証明 1 件の現地調査を行いました。順次報告しますので皆様のご審議よろしくをお願いします。尚、非農地証明調査には、31 番〇〇委員にも同行いただきました。

20 番 1 番について説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南東に約 500m 行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。申請人、〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権移転を受け、一般個人住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は農地、西側は農地、南側は道路、北側は山林となっています。雨水は、市道側溝に放流します。生活排水は、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周辺にブロック塀を設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地周辺関係者等への説明もなされております。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第 3 種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入費は、〇〇円となっております。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：福岡県北九州市の〇〇 代表取締役 〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番1他2筆、登記・畑、現況・宅地、面積1,537㎡、申請事由：太陽光発電設備設置用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：太陽光発電パネル308枚の設置となっています。尚現地は、家屋建築後取り壊され宅地化しており、無断転用を是正し、申請されたものであり始末書が添付されています。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 2番について説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇運動場から北に600m程行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。

今回の申請は、〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、太陽光発電施設を設置するために申請されたものです。この申請地は、渡人〇〇さんが、平成21年に母から相続により取得したのですが、祖父が昭和35年頃に家を建て、昭和60年頃には取り壊し宅地となっており、違反転用を是正し、新たに太陽光発電施設を設置する転用申請であり、始末書が添付されています。皆さんご確認下さい。周囲は、東側は宅地、西側は農地、南側は山林、北側は市道となっています。雨水は自然浸透により排水します。周りは高さのある土手になっており、そのまま土手を残し、雨水が隣地へ流れないようにするとのことです。転用に伴う土砂流出等については、周辺にフェンスを設置し、土砂の流出を防ぎます。周辺関係者への説明もなされており、同意を得ているとのことです。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく

お願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この申請地の購入費は、〇〇円となっております。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番1他2筆、登記・現況ともに田、面積622.05㎡、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅1棟及び社員食堂1棟の建築であります。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

20番 3番について説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇支所から南に200m行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。申請人、〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、一般個人住宅及び社員食堂を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は農業用道路、一部雑種地、西側は雑種地、南側は雑種地、北側は市道、駐車場、宅地で物置が設置されています。

雨水は、市道側溝に流します。生活排水については、合併浄化槽で浄化した後、北側の市道下に通ずる側溝に流し、この側溝は土地改良区には関係しないとのこと。転用に伴う周辺への土砂流出については、周辺にL字擁壁を設置し、土砂の流出を防

ぎます。転用する農地の周辺関係者への説明もなされております。この申請地は、農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この申請地の購入費は〇〇円です。また今回の申請は、500 m²を越えますが、一般個人住宅と社員食堂の建設を予定しております。受人は〇〇を経営しており、自宅とは別に、社員23名の食堂として建設する予定であり、申請面積の622.05 m²は妥当な面積であると考えられます。

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

28 番 生活排水は、合併浄化槽での浄化後どの部分に流すのですか。

事務局 地図を参照して下さい。申請当初計画では、合併浄化槽から、東側の農業用排水路に流すとしておりましたので、土地改良区の協議と意見書の提出をお願いしたところです。協議の結果、合併浄化槽から、農業用排水路には流すことはできないとのことでした。このため、北側の市道側溝に流すように計画を変更しております。市道側溝につきましては、土地改良区とは関係がないとのことでありました。

28 番 場所を再確認しますが、市道下に排水路があるのですか。

事務局 市道路の下に排水路が通っております。

22 番 この排水路は、〇〇体育館へ続く水路だと思っておりますが、市の方へ問い合わせたところ、市道管理の排水ではないと言われたのですが、どうなっているのですか。

議 長 この質問につきましては、市当局、建設課への確認が必要となり、時間を要します。このため、第5条の案件の審議を終え、回答、審議させていただきたいと思っておりますので議事を進行します。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局長 4番を説明します。受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、桜川町の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番6他1筆、登記・現況ともに畑、面積329㎡、申請事由：個人用住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅1棟の建築であります。

議長 4番について特別調査員の報告をお願いします。

4番 4番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から東へ150m行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが〇〇さん、〇〇さんから売買により所有権を得て、一般住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は農地、南側は市道、北側は宅地となっています。雨水は、南側の市道側溝に流します。生活排水は、下水道を利用します。転用に伴う、周辺への土砂流出は、周辺にブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者の同意も得ているとのこと。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この申請地の購入費は、〇〇円となっております。

議長 4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第22号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 22 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 3 から 4 ページの通り、申請件数は 5 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

まず、1 番から説明いたします。1 番、受人：三納の〇〇、渡人：高鍋町の〇〇、〇〇、宮崎市の〇〇、申請地：大字清水字〇〇番 2、登記・現況とも田、面積 1,184 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

13 番 1 番を説明します。申請地は、清水の〇〇の南側の農地です。詳細は配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、渡人の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんが、昨年 12 月総会の第 5 条案件で、太陽光発電設備用地として転用し、残った農地を 10 年前から、借り受けしていた〇〇さんに贈与するものであります。受人の〇〇さんは、畜産農家で、その他にスイートコーン、キュウリ、WCS を作付けされており、農業に必要な農機具も一式揃っています。問題なく許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 それでは、説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

23 番 申請事由には、管理困難とあり、又ソーラー設備用地の残地とのことですが、営農困難な農地だと思いますが、今後農地として活用できるのですか。

13 番 渡人は、農地近くには住んでおらず、ソーラー設備用地の残地も管理が困難であるとのことで、どうしても処分したいため、10年以來借り受けしている〇〇さんに管理をお願いすることで贈与となったとのこと。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番について説明します。受人：黒生野の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番1他2筆、登記・現況とも田、面積2,638㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20 番 2番について説明します。黒生野に住む〇〇さんから、長男の〇〇さんへの農業継承のための贈与となります。農地の場所は、〇〇付近の農地となります。受人の〇〇さんは、米、飼料用稲、ピーマン等を約4町作付けされている農家で、申請地には、米を作付けし、農地として活用されることを確認しています。農機具はトラクター、軽トラ等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺作物への影響もなく、農地法第3条の50a以上の作付けにも問題ないことから、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

18 番 議案書では、申請事由が高齢化による農業継承となっていますが、経営面積が約4町、贈与分が2,638㎡と一部であります。一括贈与は支障があるのでしょうか。

事務局 支障があるかについては把握しておりませんが、贈与には、贈与税が課されないように、少しずつ贈与する暦年贈与という方法もあります。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番について説明します。受人：黒生野の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番1他1筆、登記・現況とも田、面積2,991㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20 番 3番について説明します。先ほどの2番と同じ黒生野に住む〇〇さんから、長男の妻、〇〇さんへの農業継承のための贈与となります。農地の場所は、〇〇集会所の南側の農地です。受人の〇〇さんは、米、飼料用稲、ピーマン等を約4町作付けされている農家で、申請地には、米を作付けし、農地として活用されることを確認しています。農機具はトラクター、軽トラ等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺作

物への影響もなく、農地法第3条の50a以上の作付けにも問題ないことから、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番について説明します。受人：平郡の〇〇、渡人：桜川町の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番1、登記・現況とも畑、面積68㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。尚、先月空き家に付属した農地として承認いただいた案件であります。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

29番 4番について説明します。今回の申請は、桜川町に住む〇〇さんから、平郡に住む〇〇さんへの売買となります。申請地については、9月の総会議案第19号、空き家に付属した農地として承認をいただいているところであり、今回、空き家と農地をセットで取得されるそうです。今回初めて農地を所得されることから、「取得農地を5年以上継続して耕作する宣誓書」及び「営農計画書」が提出されています。申請地には、ナス、レタス等を作付けする予定です。問題ないことから許可相当と判断しました。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 5 番の説明をお願いします。

局 長 5 番について説明します。受人：調殿の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 710 m²、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

23 番 5 番について説明します。今回の申請は、調殿の渡人、〇〇さんから、同地区の専業農家、〇〇さんへの規模拡大による売買です。受人は、水稻、ズッキーニ、ピーマンを作付けしており、申請地には現在、水稻が作付けされ、農地として活用されることを確認しております。農機具は、トラクター、軽トラ等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺作物への影響もなく、農地法第 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 23 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 23 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、まず初めに、所有権移転分から説明させていただきます。議案書 5 から 6 ページの通り 3 件の申請であります。申請番号順に説明します。

1 番 受人：山田の〇〇、渡人：佐土原町の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,038 m²です。

2 番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 2,227 m²です。

3 番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況とも田、面積 2,608 m²です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については 11 月 5 日を予定しております。

議 長 説明がありました 1 番～3 番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 23 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 23 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 7 から 13 ページの通り 10 件であります。申請番号順に説明します。

1 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 2 他 14 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 12,361 m²、11 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

2 番 受人：平郡の〇〇、渡人：平郡の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他 2 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 4,154 m²、11 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

3 番 受人：荒武の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番 2 他 19 筆、登記・現況とも田及び畑 17 筆、登記田、現況畑 1 筆、登記宅地、現況畑 1 筆、登記畑、現況田 1 筆、面積 15,631.65 m²、11 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

4 番 受人：童子丸の〇〇、渡人：童子丸の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番 4 他 5 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 4,216 m²、11 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

5 番 受人：高鍋町の〇〇、渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番、登記・現況とも畑、面積 1,822 m²、11 月から 4 年 8 ヶ月の貸借権の新規設定です。

6番 受人：上三財の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1他1筆、登記・現況とも畑、面積4,006㎡、11月から9年11ヶ月の賃貸借権（物納）の新規設定です。

7番 受人：宮崎市の〇〇 代表取締役 〇〇、渡人：木城町の〇〇 代表取締役 〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番他1筆、登記・現況とも田、面積4,347㎡、11月から1年間の賃貸借権の再設定です。

8番 受人：宮崎市の〇〇 代表取締役 〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番、登記・現況とも田、面積1,201㎡、11月から1年間の賃貸借権の再設定です。

9番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：〇〇 相続人代表 宮崎市の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番1、登記・現況とも畑、面積1,145㎡、11月から5年の賃貸借権の新規設定です。

10番 受人：宮崎市の〇〇 代表取締役 〇〇、渡人：〇〇 相続人代表 新富町の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番他2筆、登記・現況とも田、面積2,109㎡、11月から1年間の賃貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、11月5日を予定しております。

議長 説明がありました1番については、1番：〇〇委員が受人となる事案であり、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、採決にあたり、1番：〇〇委員の退席をお願いします。

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。〇〇委員は席にお戻り下さい。

議 長 説明がありました2番については、6番：〇〇委員が受人となる事案であり、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、採決にあたり、6番：〇〇委員の退席をお願いします。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。〇〇委員は席にお戻り下さい。

議 長 説明がありました3番から10番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 24 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、農地中間管理権の取得を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 24 号農業経営基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得については、議案書 14 から 26 ページの通り、申請件数合計 24 件です。あらかじめ事務連絡でさしあげましたとおり、申請番号 1 番を代表して説明させていただきます。

1 番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 2 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,992 m²、12 月から 7 年 10 ヶ月の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、11 月 5 日を予定しております。

議長 説明がありました 1 番～24 番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

28 番 賃貸借権の設定金額にばらつきがあるのはなぜですか。

事務局 賃貸借設定の際、全体面積で金額を設定する事例と 10a 当たりで設定する事例があり、10a 当たりに割り戻すとどうしても端数が生じるためであります。

19 番 中間管理権の取得事案が 24 件ですが、実際の借受人、いわゆる耕作者は何人いるのですか。

事務局 正式に、宮崎県のホームページに掲載されるのは、約 2 ヶ月後になりますので、現時点では把握できておりません。

22 番 農地の筆数、場所の問題もあり、中間管理機構もなるべく、適正な集約化を進めたいと考えていますので、時間がかかると思います。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 25 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 25 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。

今回の非農地証明交付申請は、議案書 27 ページの通り 1 件であります。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字右松字〇〇番、地目：台帳・田、現況・原野、面積 274 m²、所有者：西都市大字三宅〇〇番地、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 4 になります。

議長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

31 番 1 番について説明します。この案件は、5 月の総会時に非農地案件として説明した場所と同じ場所になります。申請地は、大字三宅の〇〇集落にある農地です。〇〇号線を妻から穂北に向かい、〇〇幼稚園近くの信号を左折し、〇〇線を〇〇方面に 700 m 程進み、〇〇集落最初のトンネル手前を右折して 200m 程進んだ農地です。東西南北、山に覆われ原野化しておりました。10 年以上耕作されてなく、将来的にも農地として使用することが困難な土地であり、農用地区域内でもなく、公共投資の対象農地でもなく、優良農地でもないことから事由 4 に該当すると判断しました。皆様のご審

議をお願いします。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩とします。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についての 3 番に対して、22 番〇〇委員より質問がありましたので、事務局より説明をお願いします。

事務局 3 番につきまして、〇〇地区体育館へ続く、市道下の側溝は市の管理する側溝ですかとの質問がありましたので、建設課に確認をとったところ、市の側溝であるとのことでしたので報告します。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

協 議 会

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 5 時 05 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長

11 番

26 番